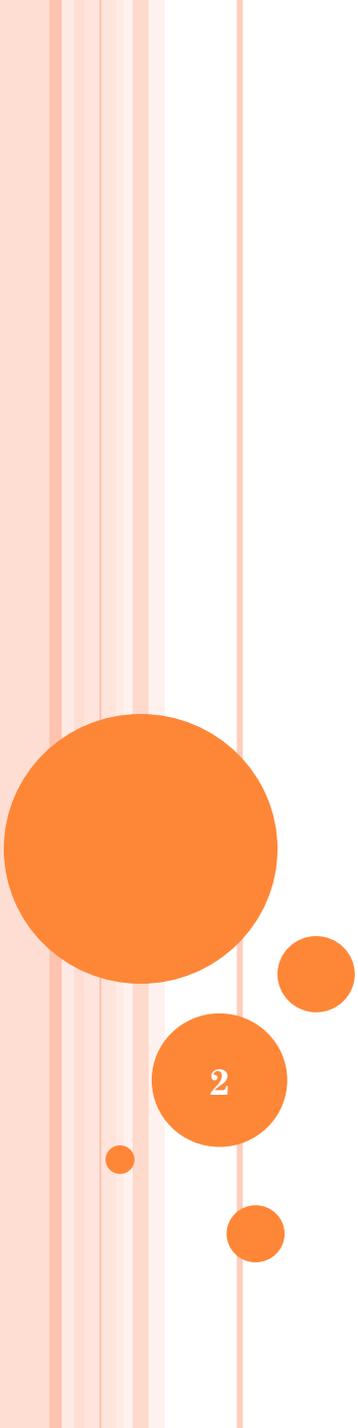


訪問型サービスAの本格実施に係る 事業所説明会

八王子市 福祉部 介護保険課

1

平成28年11月



I. 総合事業の概要について

2

1. 総合事業とは

◆正式名称：

「介護予防・日常生活支援総合事業」

◆位置づけ：

「地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする事業」（介護保険法第115条の45第1項）

2. これまでの経緯

- 平成24年4月 「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設⇒区市町村の任意事業
- 平成27年4月 新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」として再編⇒市町村で実施の義務化
- 平成28年3月 八王子市において「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施

3. 総合事業の開始により変わる点

総合事業開始以前の介護保険制度の構成

介護保険制度

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

地域

介護予防事業
●二次予防事業
●一次予防事業

支援

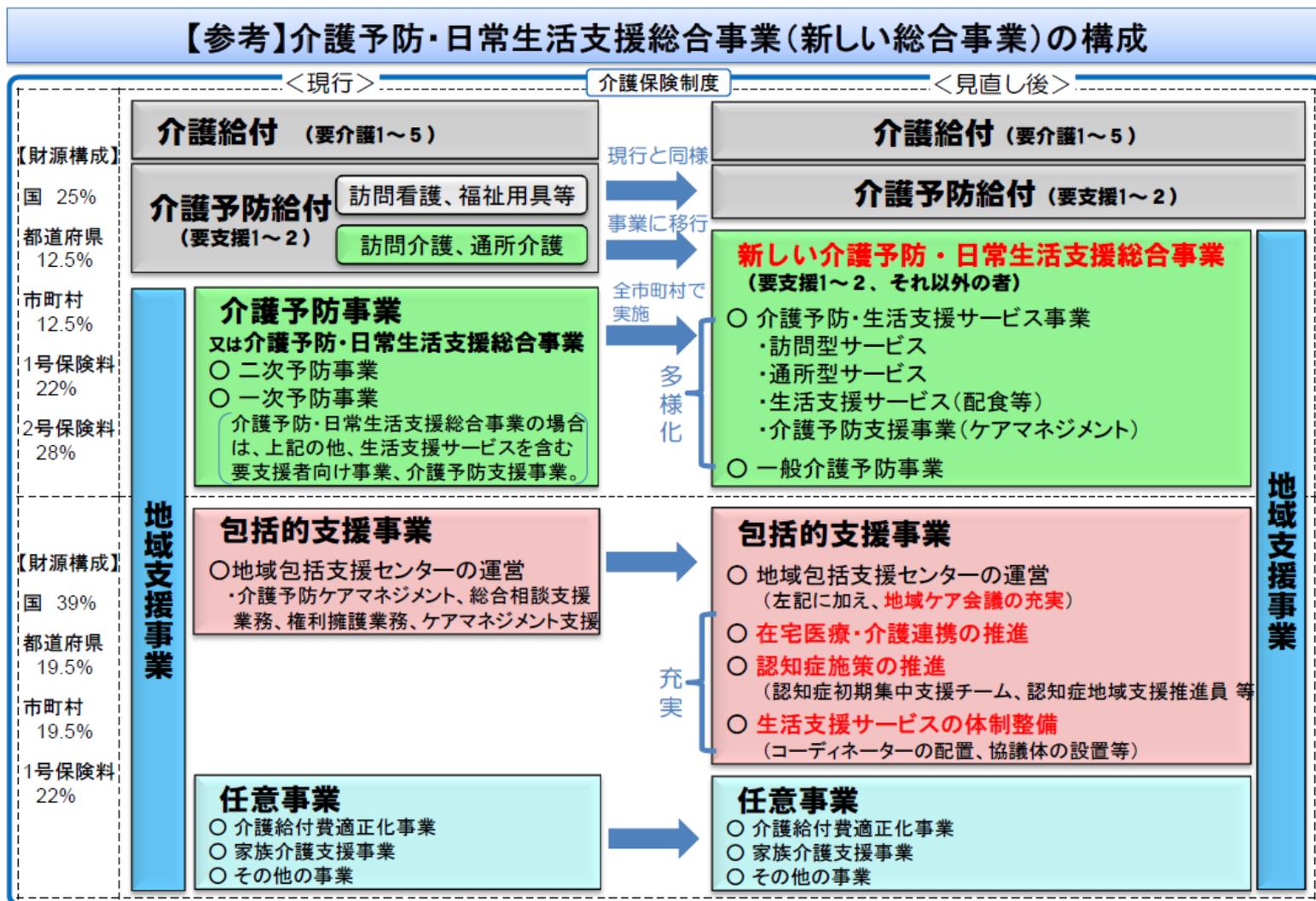
包括的支援事業
●地域包括支援センターの運営

事業

任意事業
●介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業

3. 総合事業の開始により変わる点

(引用：平成27年6月5日老発0605第5号「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」)



4. 総合事業の主な目的

- 高齢者が、どのような心身の状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができること
- 高齢者本人が自分の心身の変化や健康に意識を持ち、地域で行われる様々な取り組みへの参加やサービス等の利用を主体的に行うことで介護予防を図り、持続可能な介護保険制度を実現すること

5. 総合事業の主な特徴

- 各自治体の地域特性や、地域を活かして、介護の専門職だけでなく住民等の多様な担い手により高齢者の方々を支えていく仕組みづくりが可能
- 高齢者自身が「支援される側」という立場に限定されず、地域での社会参加等を通じ、「支援する側」にもなることで、介護予防と互助による地域づくりを促進

6. 総合事業の内容

総合事業で実施される事業

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

(↑要支援1・2・事業対象者が利用可能)

一般介護予防事業

事業の内訳

事業の内訳

【介護予防・生活支援サービス事業】

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス（配食等）
- ・介護予防支援事業
（ケアマネジメント）

【一般介護予防事業】

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一般介護予防事業評価事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

7. 「訪問型サービス」と「通所型サービス」

従前は、介護専門の事業所のみでしか提供できなかった訪問介護や通所介護を、そのサービス内容を細分化することで、様々な担い手によるサービスの提供が可能となりました。

7. 「訪問型サービス」と「通所型サービス」

◆「訪問型サービス」

利用者が可能な限り自宅で要支援状態の維持または改善を図り、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うサービス

※従事者や実施主体者によって、提供できるサービス内容（生活援助のみしか出来ない等）が異なります。

7. 「訪問型サービス」と「通所型サービス」

これまで

介護予防訪問介護

そのまま移行

新たに誕生！

	現行相当サービス	多様なサービス			
サービス種別	予防訪問介護相当	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスB (住民主体による支援)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	訪問型サービスD (移動支援)
内容	身体介護 生活援助	生活援助	生活援助等	居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
実施方法	事業者指定	事業者指定 委託	補助(助成)	直接実施 委託	訪問型サービスBに準じる
基準	予防サービスの基準に準ずる	予防サービスの人員基準等を一部緩和	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

7. 「訪問型サービス」と「通所型サービス」

◆「通所型サービス」

利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことで、利用者の心身機能の維持回復をはかるサービスです。

※従事者や実施主体者によって、提供できるサービス内容が異なります。

7. 「訪問型サービス」と「通所型サービス」

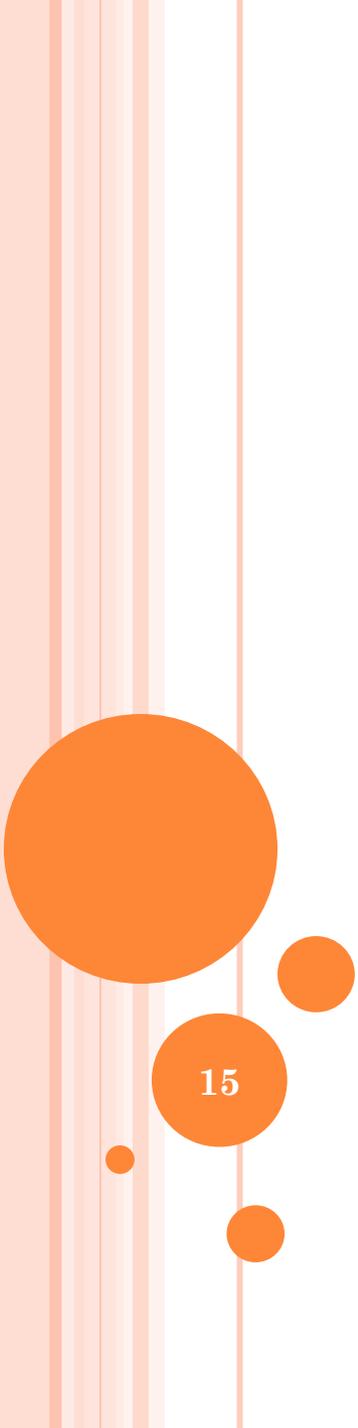
これまで

介護予防通所介護

そのまま移行

新たに誕生！

	現行相当サービス	多様なサービス		
サービス種別	予防通所介護相当	通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	通所型サービスB（住民主体による支援）	通所型サービスC（短期集中予防サービス）
内容	予防通所介護と同様のサービス、生活機能向上のための機能訓練	ミニデイサービス、運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
実施方法	事業者指定	事業者指定委託	補助（助成）	直接実施委託
基準	予防サービスの基準に準ずる	予防サービスの人員基準等を一部緩和	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者+ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）



II. 八王子市における予防訪問介護 相当サービス・訪問型サービスAにつ いて

1. 予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの定義等

(1) 予防訪問介護相当サービス

サービス内容	身体介護・生活援助
サービス提供従事者	①介護福祉士、介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級修了者 ②介護職員初任者研修修了者、ヘルパー2級修了者、看護師、准看護師、保健師 *①の資格保有者はサービス提供責任者として配置可。②の資格保有者は介護の実務経験3年で配置可。（※減算あり）
報酬の考え方	生活援助と身体介護、双方の援助を行うことを考慮して、単位数が設定されている。

予防訪問介護相当サービスのサービス内容と運営基準は、従来の介護予防訪問介護と全く同じです。予防訪問介護相当サービスでは身体介護・生活援助の双方の提供ができます。

1. 予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの定義等

(1) 予防訪問介護相当サービス

サービス内容	合成単位	算定対象
予防訪問介護相当サービス (Ⅰ) (週1回程度のサービス提供)	1月につき1, 168単位	事業対象者・要支援1・要支援2
予防訪問介護相当サービス (Ⅱ) (週2回程度のサービス提供)	1月につき2, 335単位	事業対象者・要支援1・要支援2
予防訪問介護相当サービス (Ⅲ) (週2回を超える程度のサービス提供)	1月につき3, 704単位	事業対象者・要支援2

※1回のサービス提供時間は介護予防訪問介護に準じる。

※その他、算定の取り扱いについても、介護予防訪問介護に準じ、加算減算についても同様です。

1. 予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの定義等

(2) 訪問型サービスA

サービス内容	生活援助に限る
サービス提供従事者	①介護福祉士、介護職員実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級修了者 ②介護職員初任者研修修了者、ヘルパー2級修了者、看護師、准看護師、保健師 <u>③市の規定する内容の研修修了者</u> *①と②の資格保有者はサービス提供責任者として配置可。
報酬の考え方	生活援助の内容のみしか実施しないサービスであることから、訪問介護における生活援助の単位数に基づいて単位数を設定。

訪問型サービスAは、サービス提供事業者の運営基準が、従来の介護予防訪問介護・予防訪問介護相当サービスに比べて緩和されています。また、予防訪問介護相当サービスと異なり、サービス提供従事者は有資格者だけに限らず、市の規定する内容の研修修了者も従事することができますが、訪問型サービスAで提供できるサービス内容は生活援助のみとなります。身体介護の提供はできません。

1. 予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの定義等

(2) 訪問型サービスA

サービス内容	合成単位	算定対象
訪問型サービスA費（Ⅰ） （週1回のサービス提供）	1月につき990単位	事業対象者・要支援1・ 要支援2
訪問型サービスA費（Ⅱ） （週2回のサービス提供）	1月につき1,980 単位	事業対象者・要支援1・ 要支援2
訪問型サービスA費（Ⅲ） （週3回のサービス提供）	1月につき2,970 単位	要支援2

※1回のサービス提供時間は45～60分程度を想定

※訪問型サービスAはサービス内容が生活援助のみのため、その単位数は、例えば訪問型サービスA費（Ⅰ）なら、訪問介護（援助生活3（45分以上の生活援助）の225単位）を月に4.4回提供する事を想定して設定しており、訪問介護における生活援助と同等の報酬となっています。 同様に、（Ⅱ）なら（Ⅰ）の×2、（Ⅲ）なら×3となっています。

※加算・減算について：初回加算・同一建物減算があり、その算定の考え方は予防訪問介護相当サービスにおける同様の加算・減算の考え方に準じます。

2. 平成28年度の訪問型サービスAの試行実施について

(1) 試行実施の経過

- ・ 状態像検証のためのワーキング会議 6回開催
- ・ 訪問型サービスAを19名の方に試行実施

(2) 試行実施内容の検証

- ・ 訪問介護事業所・ケアマネジメント担当者から、サービス提供に係る報告書を提出

(3) 試行実施結果

- ・ 特段の問題は発生しておりません。
- ・ 有資格者でなく、市の規定する内容の研修修了者がサービス提供に入ったケースで、利用者と非常に良好な関係を築けているケースの報告も頂戴しています。

3. 訪問型サービスAに係る原則的な考え方

訪問型サービスAの検証ワーキング会議および試行実施結果をふまえ、後に説明する訪問型サービスAの本格実施以後は、サービス提供内容が生活援助であるものは、原則、訪問型サービスAを利用することとします。

【理由】

- ① 介護人材の不足が見込まれる中、有資格者の訪問介護員（介護職員初任者研修修了者等）という限られた人的資源を、より重度の利用者に充当できるようにする。
- ② 訪問介護における生活援助と同等の考え方により設定された単位数に基づいて給付を行うことで、適切な給付を図る。

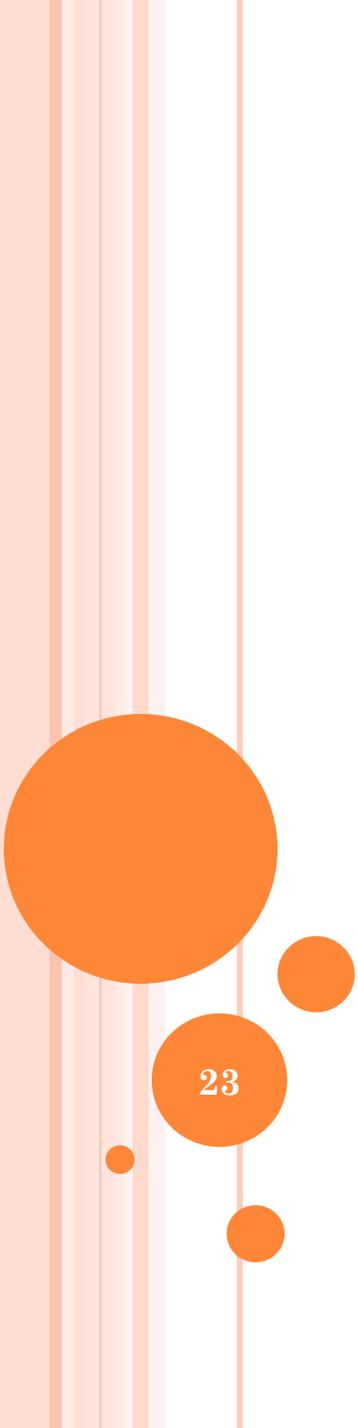
4. 予防訪問介護相当サービス利用となる対象者

訪問型サービスAは、サービス提供に従事する者に市の規定する内容の研修修了者が含まれることから、当該修了者では対応が難しいと考えられるケースについては予防訪問介護相当サービスを利用することとします。

相当サービスの利用となるケースは、以下に示す要件に該当する者としてします。

- (1) 身体介護を要する者（※「自立生活支援のための見守りの援助」もこれに含む）
- (2) 精神疾患や認知機能低下がある者
- (3) 身体障害者手帳2級以上の者
- (4) 難病者

※配付説明資料に記載の「補足説明」を併せて参照してください。



Ⅲ. 訪問型サービスAの本格実施について

1. 訪問型サービスAの本格実施

(1) 実施時期

平成29年4月より訪問型サービスAを全市的に本格実施とします。

(2) 経過措置

平成29年4月以降は、前述の考え方にに基づき、予防訪問介護相当サービスの利用対象となる場合以外は訪問型サービスAを利用します。

既に予防訪問介護もしくは相当サービスを利用している方については、サービス事業所の変更やこれに伴うサービス担当者会議の開催等、事務にかかる負担を勘案し、平成29年度上半期を移行経過措置期間とします。平成29年4月～平成29年9月30日までの間に順次移行の検討・対応を行ってください。

2. 既存利用者の移行について

(1) サービス内容について

訪問型サービスAへの移行によって、利用者の生活に支障が出ることはないよう留意してください。

(これまで介護予防訪問介護または予防訪問介護相当サービスで提供してきたサービス内容が、訪問型サービスAでも提供が可能であるという考え方に基づくため)

(2) ケアプランの変更について

訪問型サービスAへの移行に伴って・・・

サービス事業所を変更しない⇒軽微な変更「○」

サービス事業所を変更する ⇒軽微な変更「×」

2. 既存利用者の移行について

(3) 移行の順番について

特段、移行の順番について市では規定しません。
(移行は平成29年度上半期中にお願い致します。)

(4) 利用者との契約について

訪問介護事業所は訪問型サービスAの提供をはじめめる前までに、利用者との間で別途契約が必要になります。

(5) 被保険者への周知について

既にサービスを利用している方へ、訪問型サービスAの本各実施について市からお知らせ通知を発送します。

内容は事前に、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所の皆様にもお伝えします。(2月頃を予定)

3. 本格実施に係る流れのまとめ

(1) 平成29年4月以降に新規に訪問型サービスを利用する方

⇒前述の振り分け基準により、訪問型サービスAか予防訪問介護相当サービスか導入するサービス種類を決定します。

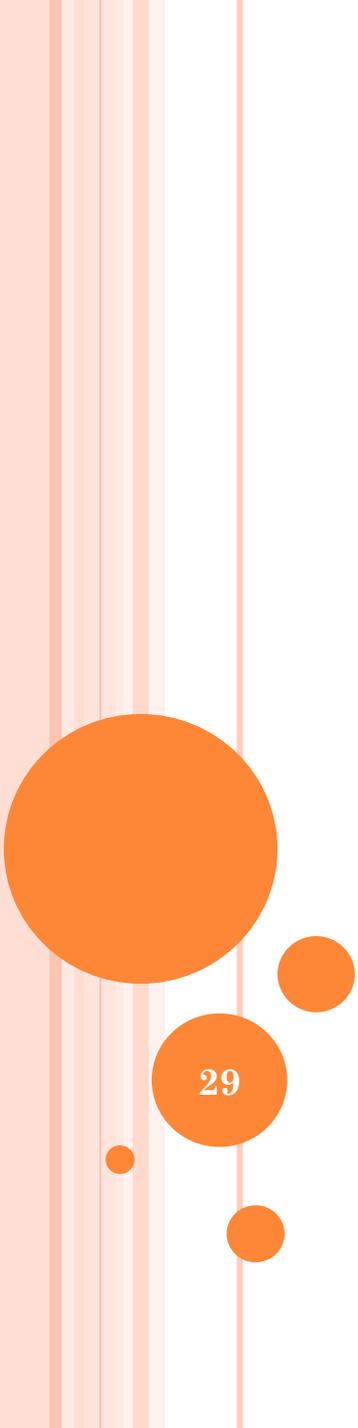
(2) 既に介護予防訪問介護もしくは予防訪問介護相当サービスを利用されている方で、平成29年4月以降、引き続き訪問型サービスの利用が必要な方

⇒前述の振り分け基準により、訪問型サービスAか予防訪問介護相当サービスか適したサービス種類を判断し、訪問型サービスAが適当な方については平成29年度上半期中に訪問型サービスAに移行します。

(⇒次表参照)

3. 本格実施に係る流れのまとめ

	現在利用中の訪問介護事業所の指定状況(訪問型サービスA)		
	指定済み	平成29年度上半期中に指定予定	指定の意向なし
既存利用者の移行について	平成29年4月以降、順次、訪問型サービスAに移行してください。	指定後、訪問型サービスAに移行してください。 指定を待たず、別の訪問型サービスAの事業所に移行しても差し支えありません。	平成29年度上半期中に、訪問型サービスAの指定を受けている事業所へ切り替え、訪問型サービスAに移行してください。



IV. 訪問型サービスAに係る補足事項 について

1. 「市の規定する内容の研修終了者」の呼称について

これまで、市の規定する内容の研修修了者について、便宜的に「無資格ヘルパー」という呼称を用いてきましたが、今後は「生活支援ヘルパー」と呼称します。

2. 訪問型サービスAの従事者育成について

これまで、訪問型サービスAの従事者のうち、市の規定する内容の研修修了者（以下、「生活支援ヘルパー」と言う。）の育成にあたり、研修の実施を訪問介護事業所にお任せをしておりました。

しかし、10月6日付で訪問介護事業所を対象に実施させていただいたアンケート等で、「生活支援ヘルパーの育成研修が大きい負担となる」との意見や、「訪問型サービスAの従事者（ヘルパー）がない」という意見をいただいたことを踏まえ、今後、訪問型サービスAの従事者育成研修について、次のとおり研修の実施を予定しております。

2. 訪問型サービスAの従事者育成について

(1) 来年度以降の育成研修の実施について

来年度より市の主催による生活支援ヘルパーの育成研修を実施します。

(年間で定員50名×4回予定)

(2) 今年度の育成研修の実施について

平成29年2月頃、特定非営利活動法人八王子介護サービス事業者連絡協議会と市との共催で、生活支援ヘルパー育成研修の実施を予定しています。この研修においては、研修の終了後、訪問介護事業所への所属を希望する修了者については、事業所とのマッチングの機会を設ける予定です。

2. 訪問型サービスAの従事者育成について

◆事業所で研修を実施された際のお願い

平成29年度以降は、従事者としての質の確保を図るため、各事業所で生活支援ヘルパーの育成研修を実施した場合、そのままサービス提供に入っても差し支えありませんが、その後、直近に市が実施する研修を受講する必要があります。

大変恐れ入りますが、御協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

※注：平成29年度に市で開催する予定の生活支援ヘルパーの育成研修については、現在次年度の予算要求を行っている段階のため、確定事項ではありませんのでご留意ください。

3. 訪問型サービスAを始めるにあたっての事業所運営の支援について

◆訪問型サービスAの報酬単価・・・

⇒介護予防訪問介護・予防訪問介護相当サービスに比べて低い（訪問介護の生活援助と同等）

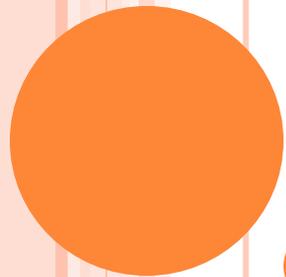
事業所運営の観点から、サービス提供にあたって、全てを有資格ヘルパーに担わせるのではなく生活支援ヘルパーが必要と考えます。しかし、平成29年4月までに生活支援ヘルパーの十分な確保は難しいと考えます。

このことが原因で、事業所の運営に深刻な影響が発生することを避けるため、訪問型サービスAへの移行に伴う運営形態の構築のための加算を設ける事を検討中です。（移行期間中の時限措置の加算）

※注：現在次年度の予算要求を行っている段階のため、確定事項ではありませんのでご留意ください。

4. 早期移行加算について

現行の早期移行加算については、平成29年3月で廃止します。

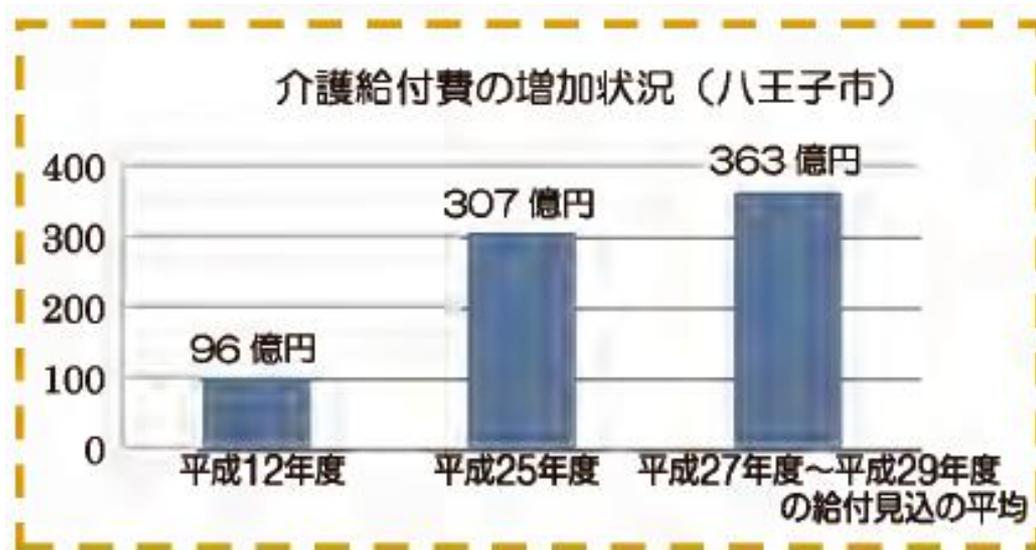


V. 最後に



36





介護給付費は年々増加の一途を辿っており、このままでは制度の存続すら危ぶまれます。

給付の適正化や、有資格者のヘルパーという限られた人材を重度の方に充当できるようにするため、訪問型サービスAの普及が欠かせません。

市としても、ヘルパーの育成など訪問型サービスAの充実に努めて参りますので、皆様の御協力をお願い致します。

ご清聴ありがとうございました。